

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
2 0 1 6 年 4 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「女性活躍推進法」成立に関する申し入れ

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が平成27年8月28日に成立した。そして今年4月1日に同法律の一部（事業主行動計画の策定）が公布・施行された。

これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。

常時雇用する労働者が301人以上の民間企業等にあつては平成28年4月1日までに所轄の労働局へ指定された内容を報告するようになってきていると考える。

よって、法律の趣旨に沿って社内で適用していくために以下のとおり申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

#### 記

1. 法律の内容を全社員へ周知すること。
2. 4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届け出、③情報公開などを行う必要がある。既に提出した①②③の詳細を明らかにすること。
3. 以上の項目2の課題を明らかにして、「課題分析」を行うようになっている。各事業主に課せられた「課題分析」（女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析）の①女性採用比率 ②勤務年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率、の項目①②③④毎に詳細を明らかにすること。
4. 項目3の「課題分析」の結果にふまえて女性の活躍推進にむけて①行動計画の策定 ②都道府県労働局への届出 ③労働者への周知 ④外部への公表、を行うようになっている。各項目①②③④毎に詳細を明らかにすること。
5. 上記項目4の課題実施後に「自社の女性の活躍に関する情報を公表」することとなっている。いつどのような形で公表するのか明らかにすること。
6. 厚生労働省HPで、女性の活躍推進に関する取組のリーディングカンパニーの取組事例の好事例集の運輸業部門でJR東日本会社が紹介されている。会社は行動計画の策定や届け出は行っていないのか。会社の見解を明らかにすること。

以上